

土浦市一般廃棄物処理業許可証

住所 土浦市白鳥町1096番地21

氏名 株式会社 東栄商事

代表取締役 東原 友彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和6年3月25日

土浦市長 安藤 真理子



許可番号	第7号
営業所の所在地	土浦市白鳥町1096番地21
営業所の名称	株式会社 東栄商事
取扱廃棄物	一般廃棄物（ごみ・浄化槽汚泥） （特定家庭用機器再商品化法対象機器）
事業の範囲	収集及び運搬
営業区域	土浦市内（ごみ・特定家庭用機器再商品化法対象 機器：土浦区域・新治区域） （浄化槽汚泥：土浦区域）
許可期間	令和6年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日 まで
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び土浦市 廃棄物の処理及び再利用に関する条例等関係法令 を遵守すること。 2 搬入場所は次のとおりとすること。 ・ごみ：土浦市清掃センター ・浄化槽汚泥：土浦市汚泥再生処理センター ・特定家庭用機器再商品化法対象機器： 家電リサイクル法に係る指定引取場所 3 ダンプ車・平ボディ車等については、運搬業務 中に荷台から飛散しないようシート等で覆うこと。 4 市長の指示に従うこと。